

日本ミニバスケットボール連盟加盟登録規定

第1条 (目的)

この規定は、ミニバスケットボールの競技の公正な運営、加盟登録チームの権利と義務の行使、普及の円滑化・競技力の向上を図り、(公財)日本バスケットボール協会(以下「日本協会」という)に対する組織の明確化のために日本ミニバスケットボール連盟(以下「日本ミニ連盟」という)に手続きなどを定めることを目的とする。

第2条 (定義)

加盟とは1チームが日本ミニ連盟に届出てチーム登録されることである。

2、1チームとは各都道府県ミニバスケットボール連盟(以下「都道府県ミニ連盟」という)に加盟登録し、競技者は12才以下の小学生児童で男女別々に単独で組織されたチームをいう。

第3条 (加盟登録の義務)

都道府県ミニ連盟にて、ミニバスケットボール競技を行うチームは、この規定にもとづき、日本ミニ連盟に加盟登録しなければならない。

第4条 (加盟登録チームの権利)

日本ミニ連盟加盟登録チームは日本ミニ連盟規約、規定に示す範囲において次の権利が生ずる。

- 1) 日本ミニ連盟主催または共催する大会、講習会などに都道府県ミニ連盟の推薦により参加する。
- 2) 日本ミニ連盟の表彰、顕彰など
- 3) 加盟登録チームによる都道府県ミニ連盟の諸権利が生じた場合。
但しこの場合は事前にチーム加盟登録が行われていなければならない。

第5条 (加盟登録チームの義務)

加盟登録チームは日本ミニ連盟の定める加盟登録料を都道府県ミニ連盟の承認を得、日本協会を経て毎年6月末日までに日本ミニ連盟に納入しなければならない。

第6条 (二重登録の禁止)

チーム加盟登録の競技者は1人1チームとし、二重登録を認めない。

第7条 (加盟の申請)

都道府県ミニ連盟は、毎年度6月末日までに所属全チームをまとめ、加盟登録の手続きをしなければならない。

2、都道府県ミニ連盟は日本ミニ連盟所定の加盟登録届出書に都道府県ミニ連盟登録全チームを責任を持って審査し必要事項を記入するとともに加盟登録届出書を期限までに日本ミニ連盟に送付する。

加盟登録届出書は複写して1部を都道府県ミニ連盟に保存用として残し、保管すること。

第8条 (加盟登録の追加変更)

追加加盟登録は、期日以降新しく結成されたチームが、都道府県ミニ連盟より日本ミニ連盟に申請し、日本ミニ連盟の承認を得て加盟登録することができる。

2、追加変更は、日本ミニ連盟承認後3ヶ月を経たときその効力を発する。

第9条（審査及び違反に対する処分）

加盟登録に関する審査は、この規定に基づき都道府県ミニ連盟が行い、日本ミニ連盟の承認を得るものとする。但し、期限までに日本協会を経て日本ミニ連盟に加盟登録料納入が確認された時点で承認するものとする。

2、この規定に違反した加盟チームは、日本ミニ連盟常任理事会で審議し処罰することがある。

3、処罰は、加盟登録の取消、一定期間の権利の停止、その他とする。

第10条（疑義、紛争の解決）

この規定に定めていない事項または疑義、紛争が生じた場合は、日本ミニ連盟常任理事会が処理する。

付則

- ・この規定は、平成5年4月1日より施行する。
 - ・この規定は、平成24年9月8日一部改正施行する。
- ※ 規定第5条の加盟登録料は、平成25年度より1チーム2千円とする。

以上